

Q 2年以上勤めていた会社を3月に辞めて、2024年4月末に帰国する予定です。
住民税は今まで給与から引かれていましたが、退職した場合はどうなりますか？

A

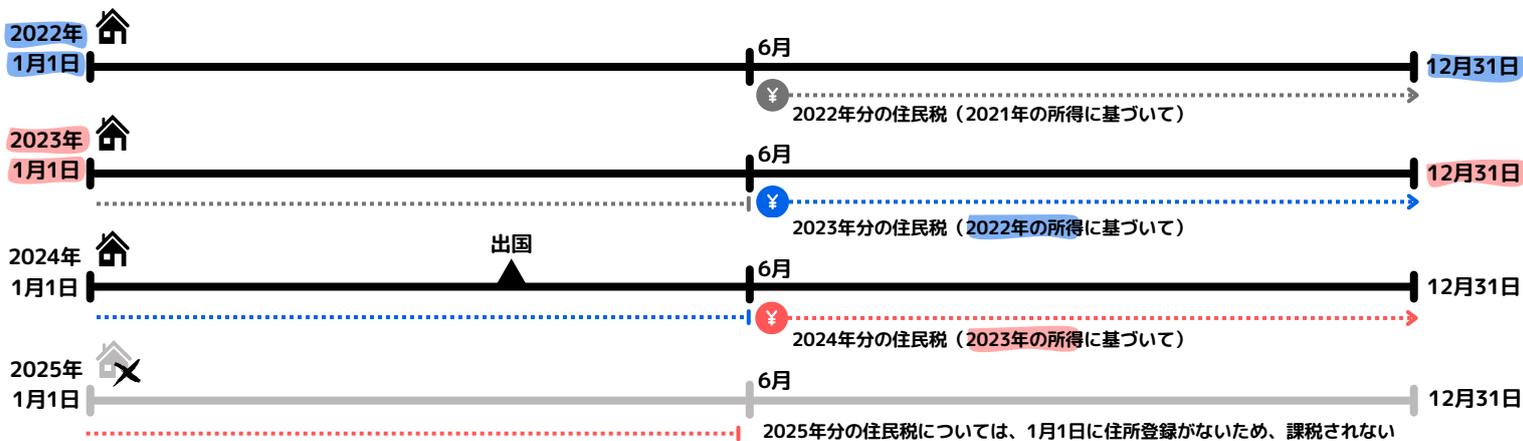
住民税が給与から天引きされている方が会社を辞めることになった場合は、以下のいずれかの方法で支払いをすることができます。納付方法については会社に相談してください。

1. **普通徴収**：市区町村から届く納付書を使い、金融機関やコンビニ、インターネット等※を利用して、支払っていない住民税を自分で支払います。（※納付方法は市区町村によって異なります。）
2. **一括徴収**：支払っていない住民税の全額を給料や退職金から差し引いて、会社が市区町村に支払いをします。

なお、住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、前年に一定額以上の給料などをもらっている方であれば、外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。

2024年1月1日に日本の住所があり、2023年に一定額以上の給料もあったため、**帰国した後も住民税を納める必要があります。**

2023年分の住民税の納付書は2024年6月頃に市区町村から送付されますが、その時点で既に出国している場合は、自分で納付書を受け取って税金を納めることはできません。そのため、出国する前に**自分に代わって税金の手続を行うことができる日本在住の方を「納税管理人」として定め、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。**届出の方法などについては、市区町村に問い合わせください。



注意点

- 納期限までに納税しなかった場合は、本来支払うべき税額の他に延滞金も支払うことになります。
- 支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請、在留資格の変更申請、永住許可申請などが許可されない場合があります。
- 6月以降に出国する場合、出国する前に住民税の全額を支払うことができれば、納税管理人を定める必要はありません。



参考資料

住民税を払いましょう！

（北海道外国人相談センター）

言語：日本語、英語、スペイン語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ウクライナ語



住民税の支払いをお忘れなく！

（総務省）

言語：日本語、英語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語

